

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 神社におけるデジタルシフトに関する神学的試論

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 河村, 忠伸 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002001105">https://doi.org/10.57529/0002001105</a>

## 神社におけるデジタルシフトに関する神学的試論

河村 忠 伸

## 一、はじめに

新型コロナウイルス感染症によりインターネットを介した会議やテレワークなど社会活動のデジタルシフトが一気に加速した。デジタルシフトは感染症対策のみならず、利用者の利便を図り、販路を拡大する手段となり得るため、積極的に導入する企業もある。神社にとっても参拝者の安全確保、利便性の向上、信仰の拡大というメリットがある。しかし、運営的に有益な手段だからといって、神社が神祇信仰から逸脱した行為をすることは信仰の団体である自らを否定することになる。そのため神社におけるデジタルシフトでは、その行為が神祇信仰から逸脱するか否かをまず判断しなければならない。

明文化された教典を持たない神道における信仰上の是非の判断基準は神慮に適うか否かにあり、それは宇佐八幡宮神託事件など国史における神勅や神託の扱いにより明らかである。神慮を確認する権威ある方法は神託や亀卜であるが、

神託は容易に蒙れるものではない。そのため、神祇および神道に関する知識をもとに神慮を推論していくより他ない。例えば、御祭神の好物とされる食物を奉納する行為もそれにより歓心を得ることができるといふ推論と期待が根底にある。

本稿では神社におけるデジタルシフトについて「神祇はこの行為を享け給うか」を推論する。この試みは客観的視座から史料をもとに学問的事実を論証していくものではなく、「敬神の念を抱く我はかくの如く想う」といふ信仰者の個人的神道解釈の言語化の域を脱し切るものではない。そのため本稿を学術研究として扱うことに疑問を呈する向きもあろうが、個人の信仰の内面の言語化を蓄積し、他者からの批評を受けるところを神学の原点とする見方もあり、また実証的研究が不足している分野を推論の過程で明らかにすることができるといふため、本稿を発表する学問的意義は存するものと思料する。

## 二、神社本庁の見解

過去に神社関係団体によって示されたデジタルシフトに対する神学的見解として、神社本庁の『月刊若木』掲載記事や通達が存在する。神符授与に関する神社本庁の基本見解は「神符守札をはじめ授与品は、神社において授与することが基本原則であり、止むを得ぬ場合にのみ、神社へ願ひ出て送付を受けることができる」であり、その根拠を「この原則は、明治七年の教部省達で神符守札の授与を社頭に限る旨示達され、同三十八年の内務省令により神符等の拝受に関しての代理周旋行為が禁止されたことによつて確立された」と戦前の神社行政に求める<sup>(4)</sup>。しかし、明治維新以前に御師や修験が社頭以外で配札を行った歴史的事実から考えて、神社本庁の主張する「基本原則」は戦前期に「国家ノ宗祀」と位置付けられた「神社」あるいは「神社神道」における神符授与の「基本原則」と評することは

可能であるが、国史を通じた「神祇信仰」の「基本原則」とは評し難い。神社本庁の神学的見解は「神社神道」の立場に立脚したものである。加えて、明治七年の教部省達は、神職が教導職としての活動中に自身の奉仕する神社の神符の頒布することを抑制することを目的として達した<sup>(5)</sup>という時代背景を踏まえて考察すべきであろう。また平成十一年七月六日付通知「社頭頒布品における税務対応と授与品の御取扱ひについて<sup>(6)</sup>」において「各神社の社頭頒布品の取扱ひについては、税務に関する法令の遵守はもとより、税務処理等の運営管理について適正に行はれてゐることと存じますが」と信仰上の行為である授与品の取り扱ひにも世俗的なコンプライアンス遵守が求められるという姿勢を神社本庁は明確にしている。そのため神社本庁の見解は、神学的見解だけではなく、世俗的コンプライアンスの遵守という視点も加味されたものであることを留意せねばならない。

この他、その後の神符に関する取扱ひの規範となつた昭和五十四年十一月二十七日通達四号「神符守札の御取扱ひに関する件」は「一部業者の間に一般商品の宣伝に神符守札を利用しよういふ風潮が起つてきた」という情勢を受けて「基本原則」を明文化したものである<sup>(7)</sup>。このように神社本庁の通達や見解は、神社やその周辺で発生した問題に対応するために発せられたものであり、時代背景なども踏まえて考察する必要がある。

インターネットに関する基本見解<sup>(8)</sup>としては、平成二十二年七月一日付、祭務発第四二号「神社の活動とインターネットの活用の留意事項について」及び同年八月発行の『月刊若木』第七三四号に掲載された解説文が挙げられる（以下「七三四号解説」と略称す）。神学的にも精緻に練られた見解であつて本稿では、これらを参照にしつつ神学的検討を進めたい。

### 三、キャッシュレス決済による神符初穂料

神符授与における金銭と神符の關係が商取引における代金と商品に類するものか、それとも対価性のないものかについて、「千日の注連を曳くと雖も邪見の家には到らず」といった三社託宣の内容から、喜捨の多寡によって神祇の加護が決するものではないという神慮を窺い知ることができ、そこから神符授与には対価性がないのが本義という推論を導き出すことができる。現行の税制上も神符の授受に對価性が認められないから消費税不課税の扱いを受けている。この点について社寺と參詣者の間の意思疎通において定額が示され、初穂料と神符があたかも対価性があるかのように扱われる事例はすでに江戸時代から見られるが、金額を明示しているのは奉納に對する公平な対応や意思疎通の円滑化を図るために便宜的に最低金額を揭示しはじめたものとみるべきであろう。<sup>(10)</sup>

神符初穂料をキャッシュレス決済とすることが神慮に適うかについて、上記の通り初穂料奉納は対価性のある取引ではないので、まず會計上、寄付行為として認められる方法であることが求められる。この点について定款や規約により寄付行為として扱われない決済方法もあるが、寄付行為が認められているキャッシュレス決済も存在する。次に奉納される金銭が神前に供されず、口座に入金されることについて、三方に載せて神前に供される食物などと異なり、紙幣や硬貨を三方に載せて神前に供えることはほとんどなされず、神饌料や修繕費として間接的に神祇に供される。そのため神社指定の金融機関の口座に振り込むという方式も奉納の一形態として認められると考えることができる。次に即時払いのみとなる現金と異なり、キャッシュレス決済の後払いでの奉納は成立しないのではないかという疑問については、武田信玄が永祿二年に生島尾島神社に対し、戦勝後の寄進を約束した願文<sup>(11)</sup>が存在する。以上からキャッシュレス決済について、現金での初穂料よりも神祇が歡ぶと推測する要素も見いだせないが、神祇が享け給わずとす

る理由も見当たらない。

この他、手数料が引かれて初穂料の全額が奉納されないケースに対し信仰感情として納得し難いという神職としての意見もあり、神社本庁も手数料について「喜捨金としての性格に混乱が生じる恐れがあります」と懸念を示している。この点に対し、まず事務的な対策として初穂料から手数料が引かれない決済方法を模索することが挙げられ、次に信仰上の対策としては近世の代参講において講員が出し合ったお金の中から奉納金だけではなく、代表として参拝する者の旅費も支出していた事例も含めて喜捨金の性格について更に議論を深める必要があると思料する。

#### 四、インターネットを通じた神符授与

神符の送付を依頼する連絡手段としては手紙、電話、ファックス、メール、インターネットブラウザなどがある。ここで注意しないといけないのは、連絡先は神祇ではなく、神職だということである。そのため連絡手段の相違は神職がそれを受諾するかであって、神学的議論の対象からは外すべきであろう。「神祇が享け給うか」という神学的推論において連絡手段を区別する必要性は見いだせず、一括して「通信授与」として論じてよいと思料する。

通信授与は郵送にて神符が届けられ、金融機関を通じて初穂料を奉納するため本人も代理も社参しない。神祇に対する表敬の丁寧さとしては、本人が社参して神符を拝受する、代参、通信授与の順であり、通信授与はどうしても参拝できない場合の「代替措置」以上の評価はできない。七三四号解説においても「本来「特例」として容認されてゐるはずの方途」と評している。この「特例」という表現には、そもそも神符を業者によって送付することについても、既に慣習化しているので否定はしただけであって、望ましい神符の取り扱い方法とは評していないという意味も含まれると解するべきであろう。神符を送付するよりも参拝者が社頭で受けて丁寧に持ち運ぶ方が神祇に対し敬意を

表した姿勢であることはいうまでもない。

以上からインターネットを通じて神職に郵送での神符授与を依頼することは、神祇に対する礼儀として社参と代参に劣ることは明らかであり、神符に対する礼(丁重な取り扱い)としても理想的な在り方ではない。しかし、神慮に反すると断言する材料も見出すことができない。ただし、ホームページ上の表記で「買い物カゴ」など物品販売と錯誤するような表現を用いるなど「神助を買う」という姿勢は「三社託宣」の趣旨から否定される。このような点を修正しながら慣習として定着していくのではないかと予想する。

通信授与に類似する事象として、「ネットオークション」等での神符の「転売」がある。内務省が著名神社の神符の「転売」や偽造の防止対策に取り組んでいることから戦前から類似の問題が発生していたことが確認できるが、その金銭は転売者や偽造者の収入となり、神祇への奉納とはならないので転売や偽造された神符を受けることは「神祇から神符を拝受する」ことにはならない。

##### 五、キャッシュレス決済による賽銭

キャッシュレス決済により賽銭を行うことが神学的に認められるかについては、賽銭の定義を確立させなければならぬ。しかし、意外なことに身近な「賽銭」について「いつ誰が始めたか」など学問的にわかっていないことも多いのが現状である。<sup>(18)</sup> 神道学において現状指摘される賽銭の性質<sup>(19)</sup>としては「お供え」と「祓(贖物・あがもの)」の二つがある。すなわち現状の学説からは、「参拝に際し神慮に適用するために心身を清めて報賽をなす」というのが賽銭の目的であるという仮説が立てられる。そのため、この二つの意義がキャッシュレス決済でも果たせるかが争点となる。

賽銭箱の最も古い記録は『快元僧都記』<sup>(20)</sup>の天文九年(一五四〇)の条に記載された鶴岡八幡宮の「散銭櫃」であり、

賽銭は室町時代以降、貨幣の普及に伴って広まったものである。そのため現行の現金による賽銭も神代にはなかったものであり、人代に創出された新しい事物や慣習でも神祇に受け入れられることがわかる。これは神道に「神習」と神代を範とする思想と同時に「天壤無窮の神勅」に示されるような発展の思想も共存していることも符合する。そのため神道の信仰的是非の議論では特定の時代を絶対的な基準とするのではなく、長い歴史の流れのなかで判断する姿勢が求められる、前例がないことは決定的な根拠にはならない。また賽銭が生まれた後も散米が行われており、将来的に人々が現金を持ち歩かなくなつたとしても散米へ回帰するという選択肢が残されているとともに、地鎮祭の鎮物で「銭形」が用いられていることから「銭形」を採用するという代替案も存在する。

先述の神符初穂料の推論からキャッシュレス決済でも寄付は可能であり、「お供え」としての意義はキャッシュレス決済でも果たせると判断できる。次に「祓」の意義については素戔嗚尊の千座の置戸の事例から投げる動作や米銭の音がなくても「祓」としての意義を果たすことが確認でき、「贖物」を「財物を差し出すことで祓いとす」と解釈するならば、キャッシュレス決済でも「祓」の意義は果たせると判断できる。以上からキャッシュレス決済でも賽銭の意義を果たすことは可能であるが、大祓式の「ヒトガタ」で体をさする所作があることから、身に触れる物の方がより「祓」の効能があると類推でき、キャッシュレス決済が現金や米より「祓」として優れているとはみなしがたい。

#### 六、インターネットを利用した新しい参拝

インターネットを利用した新しい参拝様式は感染症対策として発案されたものではなく、それ以前から存在していた。しかし、通信技術の向上と感染症による人々の意識の変化が「オンライン参拝」などと称される新しい参拝様式を助長させたことは容易に想像がつく。インターネットと宗教との関係については既に先鞭がつけられているが、



常に新しい事象が出現し、しかも使用者の恣意独断で名称が用いられているため、名称と内容の整理を中心として更なる研究の蓄積が望まれる。

インターネットを利用した新しい拝礼様式について七三四号解説は以下の三つの類型に大別している。<sup>(23)</sup>

- ① ウェブサイトを神社であるとする事
- ② 境内や社殿の画像等を用い、参拝時の様子などを再現若しくは想起させるもの
- ③ インターネットの機能を活用して、ディスプレイ画面と神前とを繋げるもの

類型①はインターネットが普及した当初にも見られたが、今後、「メタバース」などの高度な仮想現実の一般化によって再び問題化することが予想される。類型①が祭祀として成立するかについて、ウェブサイトには勧請や降神など神祇をその場に招く祭儀を執行していないので、ウェブ上には神祇は存在しないと考えるのが妥当である。勧請せずに祈るのは、新郎新婦を入場させずに来賓が祝辞を述べるようなものであって、祭祀の構成として大きな瑕疵がある。次に仮想現実における供物を神祇が享けるか否かについて、アバターが仮想現実で満腹になったとしても、現実の本人は味を楽しむことも空腹が満たされることもないのであるから、仮想現実でお供えした神饌が現実の神祇に届くことはないと考えるのが妥当である。次に「仮想現実において友人が誕生日を祝ってくれたら現実の自分も嬉しい。だから仮想現実において参拝者が神社のアバターに報謝の意を述べれば神祇に伝わるのではないか」という仮説に対しては、それは自身も友人も仮想現実にもログインしているから成立することであって、仮想現実上の神社（神祇）は神祇が操作しているものではなく、人間が設定したものに過ぎないのであるから神祇に報謝の意が届くとは考え難い。

以上から、仮想現実における物も意も神祇には届かないとの推論が導き出せる。意や物が神祇に達することがなくとも仮想現実の神社を拝むことで精神の安定を得られるのであればよいのではないかと主張する人もあるかもしれないが、その行為によって神祇との意思疎通は成立しない。<sup>24</sup> 意思疎通がなされなければ神慮が働くこともないため、類型①は拝礼として成立しない。

類型②は実在する神社が配信する境内の画像や映像を通じて参拝あるいは遙拝とするものである。このうち「参り」という要素がないので「参拝」としては成立しないことは七三四号解説で述べる通りである。しかし、七三四号解説では「インターネットを通じて「遙拝」が可能かどうかについては議論がわかれ、「遙拝」自体の在り方とともに検討の余地がある」と「遙拝」として成立する可能性を示唆している。これについて、近代における遙拝所の定義について確認すると、明治九年三月十二日教部省達第八号<sup>25</sup>には「神殿ヲ建築シ本社ノ分霊ヲ鎮祀致候者ヲ分社トシ拝所ノミヲ設テ遙拝式執行致候者ヲ遙拝所ト為相心得」と規定され、分霊を勧請せず、社殿を設けず、遙拝式を執行するものであると定められ、建物を所有する場合は行政にて監督し、遙拝所明細帳にてこれを管理することとなっていた。施設がないという規定から拝礼対象の画像を掲げることが想定していないことは明らかである。また宮中における四方拝や伊勢の神宮をはじめ各地に設けられた遙拝所を確認すると対象の鎮座地の方角に向けて拝礼している。そのため遙拝とは、自身からは神社が見えなくとも神祇からはこちらを見るということができるといふ信仰の上に成り立っていると仮定できる。例えるならば遙拝とは百メートル先にいる人に大声で挨拶するようなものである。これに対して画面や映像に対する拝礼は百メートル先に本人がいるにもかかわらず、自身の手元にある相手の写真に向かって挨拶するようなものであって、相手との対話として成立しない。この観点から画像を通じての遙拝は成立し難いと思料する。画像を通して拝む事例として、参詣曼荼羅や御神号の掛け軸を拝礼する事例は存在するが、参詣曼荼羅や掛け軸は

神符に類する扱いを受けるものであり、これまで絵葉書や雑誌に掲載された写真を拝礼することで遙拝となるという信仰上の慣行も存在しないため、画像や映像を拝む拝礼を遙拝とは見做しがたい。仮に遙拝だとしても神祇との意思疎通という点において社参には勝るとは言い難い。宮中においても中世から四方拝など遙拝がなされていたにも関わらず、神社への行幸や勅使派遣が継続され、一般民衆においても遙拝よりも時間的、費用的な負担の大きい社参、代参、神棚祭祀を選んだという歴史的事実から考えて、遙拝よりも社頭に詣でて拝礼する方が神祇との意思疎通が図れると認識されていたことは明らかである。以上から類型②も拝礼として成立しない、あるいは社参や代参には及ばない拝礼方法だと評さざるを得ない。

類型③はリアルタイムで社殿と接続している点が類型②と異なる。画像や録画とは異なり、リアルタイムで接続するのであるから、接続先の相手と意思疎通は可能である。当然、本殿内との意思疎通も可能と判断される。しかし、神祇に対する礼儀として不適切ではないかという疑念が残る。何より社会通念上、手紙や電話より直接参上して挨拶した方が丁重と評価されるため、リアルタイム配信での拝礼が社参より神祇に敬意を表しているという評価はしがたい。三社託宣などに示されるように神祇は非礼を享けないと考えられている。非礼かどうかを判断するのは神祇である。そのためリアルタイム配信で本殿と通信する方法を神祇が「非礼」とみなせば、通信は成立しても拝礼として成立しない。また画面越しに「被」などの目に見えない神祇の霊威を蒙ることができるかについて、神祇は「天翔り国翔り」で霊威を及ぼす力を神代から持っているものであり、わざわざ人間の開発したインターネットを介して霊威を及ぼす必要はない。被の霊威もインターネットを通じて画面越しに及ぼすものではないから、遙拝と同様に画面越しに被うのではなく、本人所在の方角を被うのが適切と思料する。本人不在で被を行う既存の方法として、御撫物のように所有物を被うことで本人の被となす儀礼と信仰が確立されていることも留意すべきであろう。以上からリアルタイム

配信によって人の意を本殿内に伝えることは可能だが、神祇がそれを非礼と判断すれば拜礼として成立しないのであり、問題を孕んだ方法だと評さざるを得ない。

以上、三つの類型を検討したが、「オンライン参拝」は実際に境内に赴く「社参」に取って代わることは不可能と判断せざるを得ない。そのためデジタル社会が進展していくほど神社関係者は社参することの信仰的な意義を言語化して発信するとともに、社参することの信仰的意義を実感することのできる境内整備に努めることを求められるであろう。<sup>(27)</sup>

これらとは別に、手書きで行っていた祈祷の受付をデジタル化する動きもあるが、神符初穂料の段で論じたように、それは神社（神職）と参拝者の間の意思疎通の問題であって神慮をうかがうべきものではない。同様の理由でリアルタイム配信を拜礼の手段とせず、祈祷を執行した証拠や記録として扱うことも神学的に否定されるものではないと史料する。

## 七、おわりに

本稿では、キャッシュレス決済による神符初穂料奉納、インターネットを通じた神符授与、キャッシュレス決済による賽銭、インターネットを利用した参拝について、それぞれ神慮に適うか否かの推論を試みた。神慮は神祇によって異なるのであり、本稿の推論はあくまで一般論に過ぎない。例えば、大東亜戦争の殉難戦没者の慰霊祭にたばこを奉献することがあるように、デジタルシフトが進んだ時代の人霊を祀る場合にデジタル技術が祭祀に組み込まれる可能性は否定できない。

各推論をまとめると、キャッシュレス決済による神符初穂料について、初穂料と神符の間に対価性はなく、寄付

行為を認める決済方法であれば神慮に反するとまではいえない。通信授与は社参や代参より神慮に適うとは評し難い。また神符の転売は神祇へ初穂料が奉納されるものではないので「神祇から神符を拝受する」ことにはならない。キャッシュレス決済でも賽銭の持つ「お供え」と「祓」の意義は果たせるが、「祓」としては身に触れる現物の方が優れていると考えられる。インターネットを利用した参拝は神祇との意思疎通が不可能か極めて困難であると評さざるを得ない。

このように祭祀そのものをデジタルシフトすることは難しいというのが現状であるが、神社の魅力を発信し社参を促す教化・広報の手段としてインターネットなどのデジタル技術は有用であつて、神社や神職によるインターネットを活用した教化活動や広報活動は祭祀と峻別した上で積極的に実施した方が信仰の護持につながるものと思料する。また法人実務としてインターネットを利用した行政手続きは増加していくであろうし、「メタバース」などの仮想現実が普及する際に、第三者が実在する神社を仮想現実で騙ることを防止するために、ホームページの「ドメイン名」や商標などと同じように神社のアカウントを確保するという対策を講じる必要に迫られることが予想される。このように神社のデジタルシフトにおいては神祇と人との間に成り立つ祭祀と、神職と氏子崇敬者の間で行われる教化、広報、宗教法人たる神社と社会の間で行われる法人事務とは峻別して考える必要がある。

本稿の思索の過程において、近世以前の初穂料の取り扱い、賽銭の意義、贖物の条件、参詣曼荼羅や掛け軸の歴史の取り扱いなど、実証的研究が進んでいない分野を指摘することができた。この分野の研究が進展することによって推論の精度が高まり、あるいは修正を迫られることもあるかもしれない。本稿の執筆の目的は、信仰の実践において不足している学知を明らかにし、将来的な信仰上の議論の叩き台として筆者の個人的神道解釈を言語化して提供することであり、多くの人の批正を乞う次第である。

## 註

- (1) 安蘇谷正彦『現代社会と神道―神道神学試論』（ベリかん社、平成八年）。
- (2) 明治七年二月十九日教部省達書第二号。
- (3) 明治三十八年十二月二十日内務省令第二二二号。
- (4) 神社本庁『月刊若木』第六〇二号（平成十一年十一月）「神符守札の御取扱ひをめぐる問題」より二か所引用。
- (5) 児玉九一・有光次郎『神社行政 宗教行政』（常盤書房、昭和九年）、「神社行政」第十二章参照。
- (6) 神社本庁『月刊若木』第六〇〇号（平成十一年九月）掲載。
- (7) この場合の「世俗的コンプライアンス」には法令や社会規範を遵守することに加え、宗教法人としての公益の増進が含まれる。ただし伝統的な家族観など神社本庁の社会観が社会規範に反映される可能性があるため、その点に留意して考察する必要がある。
- (8) 前掲『月刊若木』第六〇二号。
- (9) 神社本庁の見解については、神社本庁総合研究部長でもある浅山雅司が過去の通知を丹念に整理し、令和四年度神道青年全国協議会主催の研修会（夏期セミナー）において「デジタル化に伴ふ神社での対応を考へる」（令和四年八月三十一日）を発表した。本稿執筆に際し同氏の調査ならびに発表より多くの示唆を受けた。
- (10) 中前正志「翻刻 京都女子大学図書館所蔵『社寺縁起由来』収載一枚刷略縁起二十点」（京都女子大学国文学会『女子大國文』一六七号所収、令和二年）など近世期の社寺略縁起に初穂料の金額が明示される事例がある。
- (11) 例えば、同じ千円を奉納したにもかかわらず、ある者には神符を授与し、別の者には神符を授与しないのでは不公平である。
- (12) しかし、その便宜的な揭示方法が、神符授与と対価性のある商取引とを錯誤させる可能性もある。この点については「売買」「授受」といった言葉遣いの訂正だけではなく、志納や物納を含め奉納の在り方の見直しが求められるであろう。
- (13) 生島足島神社所蔵、国重要文化財。
- (14) 令和四年五月二十日に神道青年全国協議会（事業委員会担当）が青年神職を対象としたオンライン勉強会「デジタル社会における神社の在り方」を学ぶウェブ研修会」を開催し、筆者が基調講演を務めた。講演の後、意見交換会を実施し、参加者から手数料を問題視する意見が挙げられた。

- (15) 神社本庁総神発第六一八号「GOTTOトラベル事業及びキャッシュレス決済に係る税務上の留意点について」(『月刊若木』第八五八号掲載、令和二年)。
- (16) 谷釜尋徳「近世後期における江戸庶民の旅の費用——江戸近郊地の庶民による旅との比較を通して」(『東洋大学法学会編』『東洋法学』第五三卷三号(通号一一五号)所収、平成二十二年)参照。講の掛金が講員にとって会費的なものか喜捨かについては、当事者の意識をさらに分析する必要がある。
- (17) 前掲『神社行政 宗教行政』参照。
- (18) 賽銭に関する研究は、貨幣が「ケガレ」の吸引してそれを神社で浄化すると分析する新谷尚紀『なぜ日本人は賽銭を投げるのか 民俗信仰を読み解く』(文藝春秋、平成十五年)や、賽銭や散米の習俗と信仰について蒐集整理した斎藤たま『賽銭の民俗誌』(論創社、平成二十二年)など主に民俗学の分野において進められている他、遠藤吉次「武州惣社六所宮の賽銭について」(『地方史研究』二五卷二号所収、昭和五十年)のように個別具体的な賽銭に関する記録を調査したもの、曹峰「賽金・賽袴」と神社の「賽銭」及び「弁当」の起源考」(『日中文化研究会編』『曙光』二卷一号所収、翰林書房、平成十五年)のように字義から解釈を試みたものがある。しかし、どこで発生しどのように人々に伝播したか記録が少ないこともあり、不明な点も多いのが実情である。
- (19) 國學院大學日本文化研究所編『神道事典』(縮刷版、弘文堂、平成十一年)の「賽銭」と「散米」参照。祓の意義については主に「散米」において主張されるため、「散米」固有の性質であるかについては詳細な論証を要する。しかしながら、祓の意義もあると考えると「お供えなのに腰より高い位置に賽銭箱を設置して捧げ置くことをせずに投げ入れるのか」という疑問が解消する。
- (20) 「快元僧都記」(『戦国遺文 後北条氏編 補遺編』東京堂出版、平成十二年)参照。快元は鶴岡八幡宮相承院の供僧で本書は北条氏綱から命じられた同宮修理の様子を中心とした天文元年から同十一年までの日記である。この記述から神職僧侶が発案して賽銭を普及させたのではなく、賽銭という民俗信仰に応じるために社寺が賽銭箱を設置したと考えるのが妥当である。
- (21) 平岡好文『雑祭式典範 典故考証現行実例』(京文社、昭和十三年)参照。「贖物」について、宮中の「御贖物」については、吉川美春『古代禊祓儀礼と御贖物の一考察』(神道史学會編『神道史研究』第四三卷一号所収、平成七年)などがあるが、「贖物」として成立するために必要な条件(所作など)については不詳な点が多い。
- (22) 石井研士編『神道はどこへいくか』(べりかん社、平成二十二年)、黒崎浩行「ヴァーチャル参拝の行方」(国際宗教研究所編

『現代宗教 2008』所収、秋山書店) など。

(23) 通信技術が目覚ましく進歩するなか、平成二十二年に考案された分類が今日でも十分に通用することから、この解説が十分に練られたものであることがわかる。

(24) 拝礼ではなく、精神の安定だけが目的であれば神道には鎮魂行法がある。

(25) 相杜吉次『現行神社逐条講義』(誠之堂書店、明治四十三年)、一〇六頁。

(26) 祈禱を執行せずに参詣曼荼羅や神号の掛け軸を授与する事例が存在するのか現状調査や近世以前の史料の精査を行う必要がある。

(27) 拙著『近現代神道の法制的研究』(弘文堂、平成二十九年)にて指摘するように、戦前期において上原敬二や本郷高德、角南隆らが信仰空間としての神社建築・神社林の理論を発表しており、それらが今後の境内整備において参照となると思料する。また心理学や医学の分野における「オンライン会議」が人間の認知や集中力に与える影響やストレス、実際に現地に行くことで得られる好影響に関する知見は、社参を勧奨するための教化活動において参考となるであろう。



